

トラック運送事業者の人手不足対策加速事業 Q&A

No	分類	質問	回答
1	対象者	営業用貨物自動車保有台数(以下「保有台数」)の数え方について 広島運輸支局で受理された、一般貨物自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)変更事前届出書(変更認可申請書)のうち、普通・小型・牽引・被牽引全ての台数の合計で判断するのですか。	・保有台数については、事業者の規模によって取扱いを区別するために設定しています。本事業では、「普通・小型・牽引・被牽引」のうち、「被牽引」を除く台数の合計で判断します。
2	対象者	今現在の保有台数は50台です。台数はいつの時点で確認されますか。	・申請時に添付された最新の、一般貨物自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)変更事前届出書(変更認可申請書)の台数で確認します。
3	対象者	次のような場合、申請の対象者になりますか。 ・資本金8,000万・従業員数800人、広島保有台数800台・グループ企業もほとんどが1社あたり70～80台保有 ・保有台数50両以下の事業者を含めてシステムを構築するような予定はない。	・申請の対象とはなりません。保有台数が50台を超えるため、単独型は対象外となります。 ・また、保有台数50両以下の事業者と連携して支援対象事業を行わないため、複数者連携型の対象ともなりません。
4	対象者	当社は、岡山本店と福山支店と広島支店に事業所があります。いずれの事業所も保有台数50両以下であり、各事業所が連携してシステムを導入する場合、複数者連携型の対象となりますか。	・1事業者であることから、複数者連携にはなりません。
5	対象者	1事業所で広島県内に広島営業所40両・三次営業所30両・西条営業所15両それぞれ保有している場合、システムを導入した営業所だけで保有台数の判定をするのですか。	・県内の全ての営業所の保有台数を合算して判定します。
6	対象者	当社は広島に事業所がありますが、社全体で輸送効率化を進めるため、県外の事業所も含めて一体的にシステム導入を行う予定です。 県外の事業所で必要となる経費も含めて申請してよいでしょうか。 申請が可能な場合、県外事業所のみを対象としてシステム導入を行うときであっても支援の対象になりますか。	・原則、広島県内の事業所で使用するものを対象としますが、ソフトウェア、ハードウェア問わず、他県の事業所も含めて一体的に使用することで広島県内の事業所にも効果が得られるものと認められる場合には、全額補助対象となる場合があります。(例:県外のトラックを広島県内で活用している場合) ・なお、県外事業所のみシステム導入する場合は対象外とします。
7	対象者	広島県内に登録している保有台数が51両以上の事業者ですが、グループ会社と連携してDXに取り組みたいと考えています。 グループ会社には費用負担を求めず、自社が費用を全て負担する予定ですが、申請対象になるでしょうか。	・連携するグループ会社に保有台数50両以下の企業が含まれている場合には申請対象になります。
8	支援内容	「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」(以下「改正物流法」という。)への対応のために導入するシステムとはどのようなものを指すのでしょうか。	・適正な運賃の収受や運送・荷役等の効率化など、法改正への対応に必要なシステムが対象となります。 適正な運賃の収受については、荷主交渉に必要な運送業務に係るデータを蓄積させて、運賃の値上げ交渉や経営判断を行うために必要なシステムを想定しています。 運送・荷役等の効率化については、協力会社と連携した輸送網の集約や配送の共同化などのために必要なシステムを想定しています。 <u>単にコストダウンを目的としたシステムは支援対象とはなりません。</u> <参考:改正物流法の概要> ◆流通業務総合効率化法 荷主と物流事業者に対し物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課す 等 ◆貨物自動車運送事業法 適正運賃収受に向けた下請構造の可視化に向け、実運送体制管理簿の作成や、運送契約の締結に際して、役務・対価について記載した書面交付が義務付けられる 等
9	支援内容	支援金の交付対象のうち「(2)実運送体制管理簿の作成に必要な情報(「請負階層」など)を適切に集計・管理する下請構造の可視化に必要なシステム導入」とはどういうものですか。	・令和7年4月1日施行された改正貨物自動車運送事業法により、貨物の重量が1.5トン以上の場合、元請事業者に対し、実運送事業者の名称や請負階層等を記載した実運送体制管理簿の作成・情報通知が義務付けられました。この義務の行使に必要なシステムの導入になります。
10	支援内容	実運送体制管理簿の作成に必要な情報を集計管理する下請構造の可視化に必要なシステムは、関わる全ての事業者(元・子・孫)がシステムを導入する必要があるのですか。	・運送に関わる全ての事業者がシステムを導入する必要はありません。
11	支援内容	「専らDX推進に使用される専用ソフトウェア等の購入等に要する経費」が対象となるとありますが、「DX推進」とは何を指すのでしょうか。	・賃上げ原資となる適正運賃の確保や物流効率化など、改正物流法への対応に必要な環境整備を加速させるために事業者が行うDX推進をいいます。

トラック運送事業者の人手不足対策加速事業 Q&A

No	分類	質問	回答
12	支援内容	ハードウェアについて「専らDX推進に使用される場合に限って対象とする」とありますが、具体的にどのようなものを指すのか教えてください。 例えば、サーバー用のノートパソコンや、システム状況が大画面に表示させるためのモニターに係る経費は導入経費に該当しますか。	・支援金の交付対象となるシステムのために専用として使用するハードウェアに係る経費は導入経費に該当します。 ・なお、汎用性の高いハードウェア（PC、スマートフォン、タブレット、モニター等）に関しては、支援対象となるシステム専用の機器として使用していることが確認できる写真等を支援金センターに提出してください。なお、写真等で判別できない場合には、支援金センターが現地調査を実施します。 ※「専らDX推進に使用」とは、新たに取り組む事業として導入計画書に記載されている支援対象事業にのみ使用することを指し、既存の事業や、支援対象事業とは異なる事業にハードウェアを用いる場合には、「専らDX推進に使用」しているとはみなすことができません。このため、例えば、交付決定後に、対象のハードウェアを既存事業や支援対象事業以外の事業で用いた場合、目的外使用と判断し、支援金の全部又は一部の返納を求めます。
13	支援内容	システムは新規で導入しますが、運行車載器は他社から中古で買います。交付対象になりますか。	・中古品は補助対象外です。
14	支援内容	クラウド型デジタコを導入する予定です。本体価格のほかに月額の通信料がかかりますが、この通信料はどこまで支援対象となるのでしょうか。	・申請時に支払実績が確認できる当年度分の経費が対象となります。
15	支援内容	単独型にはデジタコに関する記載がありますが、複数者連携型ではデジタコは対象にならないのでしょうか。	連携事業者間のデータ共有など、システム導入の目的に必要なものであれば対象となります。 ただし、単独型のような導入台数に応じた上限額の増額はありません。
16	支援内容	デジタコを取り付けてシステムを導入した場合は支援金の交付対象となりますか。	・支援対象となるのは、改正物流法の対応として、運送業務に係るデータを可視化して荷主等との交渉や経営改善等を行うために必要なシステムの導入であり、デジタコを活用するシステムが全て交付対象となるわけではありません。そのシステムの導入目的に応じて判断することとなりますので、判断に迷う場合は支援金センターへご相談ください。
17	支援内容	デジタコの購入だけでも支援金の対象になりますか。	・対象外です。 ・支援対象となるのは、運送業務に係るデータを可視化して荷主等との交渉や経営改善等を行うために必要なシステムの導入です。 ・デジタコの購入だけでは対象とならず、例えば、運行管理システムなど、荷主交渉等への効果が見込まれるようなシステムを導入するなど見直しを行い、それに必要な機能向上したデジタコを購入した場合、その購入費用が対象となります。
18	支援内容	デジタコを購入し、SDカードなどに集約されたデータを使って運転日報を印刷して管理する場合でも支援金の対象になるのですか。	・支援対象となるのは、運送業務に係るデータを可視化して荷主等との交渉や経営改善等を行うために必要なシステムの導入です。 ・システムとして、そういった一連のプロセスにより、運転日報を自動作成するものであり、改正物流法の対応として導入するものであれば、対象となる場合がありますので、支援金センターにご相談ください。
19	支援内容	デジタコを従来のものから最新のものに入れ替えました。支援金交付の対象になりますか。	・支援対象となるのは、運送業務に係るデータを可視化して荷主等との交渉や経営改善等を行うために必要なシステムの導入です。 ・デジタコの購入だけでは対象とならず、例えば、運行管理システムなど、荷主交渉等への効果が見込まれるようなシステムを導入するなど見直しを行い、それに必要な機能向上したデジタコを購入した場合、その購入費用が対象となります。
20	支援内容	現在全ての車にドラレコとデジタコ一体型を搭載していますが、従業員が増えた分などの追加だけでは対象にならないのですか。	・追加だけでは対象になりません。ただし、支援金の交付対象となるシステムやデジタコのバージョンアップの場合は対象となります。

トラック運送事業者の人手不足対策加速事業 Q&A

No	分類	質問	回答
21	支援内容	ドラレコの購入を検討しています。支援金交付の対象になりますか。	・支援対象となるのは、改正物流法の対応として、運送業務に係るデータを可視化して荷主等との交渉や経営改善等を行うために必要なシステムの導入です。単なる事故防止の目的でドラレコの導入する場合の購入費用は対象となりません。 ただし、 ・運行管理システムの導入に合わせて、その運用に必要なデジタコー体型のドラレコを購入する場合 ・目標物や待機場所、事故や工事状況等を映像化し、他のドライバーと情報を共有することにより、最善の運行を可能とし、効率的な運行管理及び経営改善に資するシステムを導入し、その運用に必要なドラレコを導入した場合などは、その購入費用が対象となります。 この場合、ドラレコを購入する必要性・目的を導入計画に明記するようにしてください。
22	支援内容	ドラレコのドライブチャートは、AI化したものであり、分析が可能なのですが対象になりますか。	・交通事故防止や交通事故対応を目的としたものは、対象になりません。 ・運送の効率化を目的としたシステムの導入の場合は交付対象となります。判断に迷う場合は支援金センターにご相談ください。
23	支援内容	アルコールチェッカーを購入しただけでも支援金の対象になりますか。	・対象外です。今回の事業は、改正物流法に対応するシステムの導入に対して支援するものであり、アルコールチェッカーは対象になりません。 ・アルコールチェッカーについては、Gマーク認定事業者であって、広島県トラック協会の会員の場合は、「安全装置等導入促進助成事業」の助成対象機器に該当する場合があるので、当協会に問い合わせてください。
24	支援内容	勤怠管理システムは交付対象になりますか。	・支援対象となるのは、改正物流法の対応として、運送業務に係るデータを可視化して荷主等との交渉や経営改善等を行うために必要なシステムの導入です。 ・荷主等との交渉に必要なデータを可視化するために、リアルタイムで労務管理等が可能となるシステムを導入するような場合など、支援目的に沿うものであれば交付対象となります。判断に迷う場合は支援金センターにご相談ください。
25	支援内容	求人のためにHPの作成を検討していますが、DXなので支援金の対象となりますか。	・HPの作成は支援金の交付対象にはなりません。
26	支援内容	PCを新しくしたために、従来のシステムをバージョンアップ、データ更新しました。支援金交付の対象になりますか。	・適正な運賃の収受や運送・荷役等の効率化を目的としたシステムのバージョンアップ(機能追加、範囲拡大など)は対象になります。ただし、PCの買替えのみを目的とする場合は、対象外となります。
27	支援内容	現在のシステムをクラウド版へアップグレードする予定ですが交付対象になりますか。ソフトやライセンス・開発費(専用のシステムを組む)・PCの購入は導入経費の対象になりますか。	・適正な運賃の収受や運送・荷役等の効率化を目的としたシステムのアップグレードは、交付対象になります。これに関するソフトやライセンス・開発費(顧客専用システムを組む)は導入経費の対象となります。 ・PCなど汎用性の高いハードウェアについては、専ら支援事業に使用するものであることが条件となります。そのことが確認できる写真等を支援金センターに提出してください。なお、写真等で判別できない場合には、支援金センターが現地調査を実施します。
28	支援内容	・導入関連費について「当年度分に限る」とされていますが、当年度とは令和7年4月1日から令和8年3月31日までを指すのでしょうか。 ・また、申請期限は令和8年1月30日のため、月々払で前払(例:3月分の利用代金を2月20日に支払う)の場合、1月30日のタイミングでは支払が完了していない2月20日の支払分については申請ができないのでしょうか。	・「当年度」の考え方についてはそのとおりです。 ・申請までに支払実績が確認できるものが対象となります。 2月・3月分は前払で申請時までに支払っていれば対象となります。
29	支援内容	ルーター使用料を6月に契約して7月に1年分前払いしました。全額補助の対象になりますか。	・支払が確認できる場合、令和8年3月31日までに相当する経費について支援対象となります。
30	支援内容	月額利用料など月単位で発生する経費について、導入時に複数年分まとめて支払っている場合、補助対象として認められるのは当年度支払ったものなのでしょうか。	・複数年分まとめて支払った場合、当年度分に係る費用が対象となります。 ・例:R7.4から、月額利用料1万円のシステムを導入し、3年分の月額利用料36万円を一括で支払った場合、当年度分12万円が支援対象となります。
31	支援内容	システム導入することで、新しくプロバイダ契約料、通信料を毎月支払います。どこまで導入経費になるのですか。	・令和7年4月以降にシステムの導入のために新規契約したもので、支払後の金額が導入経費となります。 ・申請までに支払実績が確認できる当年度分の経費が対象となります。

トラック運送事業者の人手不足対策加速事業 Q&A

No	分類	質問	回答
32	支援内容	今まで使用していた通信料などは導入経費になるのですか。	・従来からの契約で支払いをしているものは導入経費にはなりません。しかし、令和7年4月以降に支援対象となるシステムの導入のために契約変更した場合には導入経費になります。
33	支援内容	ライセンス費用、サブスク月払いになる場合は、何月分までが導入経費になるのですか。	・サブスクの内容にもよりますが、契約時(令和7年4月1日以降)から令和8年3月31日までの利用代金が導入経費となります。 ・申請時に支払実績が確認できるものが対象となるため、最長で令和8年1月30日までに支払ったものが対象となります。なお、申請時には支払実績が証明できる書類の提出が必要となります。
34	支援内容	補助対象となるクラウド利用料の範囲を教えてください。 他事業があり、割合などが分かる場合には按分計算を使用してもいいのですか。	・補助対象となるのは、専ら支援対象事業のために利用するクラウドサービスやWEBプラットフォーム等の利用費です。 ・具体的には、サーバーの領域を借りる費用(サーバーの物理的なディスク内のエリアを借入、リースを行う費用)、サーバー上のサービスを利用する費用等です。 ・サーバーの領域を借りる費用は、見積書、契約書等で確認できるものであって、申請時に支払実績が確認できるもののみが対象となります。 ・クラウドサービス利用に付帯する経費についても補助対象(例: ルーター使用料・プロバイダ契約料・通信料等)となります。ただし、あくまでも補助事業に必要な最低限の経費が対象です。 ・今回支援対象となるのは、専ら支援対象事業のために利用するものであるため、他事業と共有するものについては利用の割合等が分かる場合であっても支援対象として認められず、運送事業以外の事業と共有している場合は、支援対象外とします。
35	支援条件 (セミナー)	セミナー受講証明書はいつもらえますか。	・セミナー終了後にお渡しする予定となっております。
36	支援条件 (セミナー)	セミナーに代理の参加はできますか。例えば、ディーラーが、数社の参加を一括で受講してもいいのですか。	・セミナーは、物流DXの推進のために開催するものであり、事業者の代理参加は開催趣旨と異なるため認めておりません。
37	支援条件 (セミナー)	セミナーに参加できるのは代表者のみですか。	・申請を行おうとする事業者の役員や従業員であれば、どなたでも参加可能です。
38	支援条件 (セミナー)	リース会社と共同申請の場合、リース会社はセミナーに参加する必要がありますか。	・この場合、リース会社はセミナーに参加の必要はありません。
39	支援条件	システム導入計画書の作成方法について教えてください。	・支援金センターで導入計画策定のサポートをしますので、お問い合わせください。
40	支援条件	ひろしまワークスへ求人情報等を掲載する方法を教えてください。	・特設ページ又は以下のリンクにてご確認ください。 https://www.hiroshimaworks.jp/info/detail/2/2
41	支援条件	現在求人を行っていない場合は、ひろしまワークスへの掲載は不要ですか。	・求人を行っていない場合は、企業情報のみ掲載してください。
42	支援条件	支援条件⑦の「支援対象事業その他のトラック運送事業者支援策に関するフォローアップ調査」とはどのようなものですか。	・本事業の効果を測るため、来年度以降、システム導入による効果等についてフォローアップ調査を実施予定です。

トラック運送事業者の人手不足対策加速事業 Q&A

No	分類	質問	回答
43	支援条件	支援条件⑧に「支援対象事業の実績(交付決定を受けた事業者の名称)及び⑦の調査結果を公開」とあるが、どういった内容が公開されるのでしょうか。 また、どこに公開されるのですか。	・本事業の実績については、交付対象となった事業者名を公開する予定です。 （導入したシステムは記載しません。） ・複数者連携の場合は、グループ構成員全員の事業者名を掲載する予定です。 ・優良な取組事例は、取組の概要を公開する場合がありますが、その場合は別途連絡します。 ・フォローアップ調査の結果は事業者名が分からない形で集計結果を広島県や広島県トラック協会のHP等に公開することを検討しています。
44	支援条件	今回の支援金の対象となるシステムは、いつ時点で導入したものですか。 例えば、以下のような場合は支援対象となりますか。 ①昨年度からシステム導入について検討しており、令和7年3月にベンダーと契約。実装は令和7年10月の予定。 ②令和7年8月にベンダーと契約・支払、実装は令和8年3月に行う予定。	・令和7年4月1日以降に契約・発注したものが対象となります。 ・なお、契約締結のみでは申請できません。システム導入証明書を提出いただく必要があるため、契約・発注後から申請時まで、支払・システムの導入(車載器を購入する場合は取付)が完了し、システムが実装されていることが必要となります。 ・質問にある事例の場合、①は令和7年4月1日より前に契約しているものであるため対象外、②は申請期限である令和8年1月30日までに実装されないため対象外となります。
45	支援条件	いつまでが支援金の対象になるのですか。	・令和8年1月30日に申請書類が支援金センターへ到着(必着)したもののまでが支援金の交付対象となります。ただし、期限内でも予算枠に達する見込みとなった場合には、申請の受付を終了します。
46	支援条件	申請に必要な添付書類の中で、「③広島運輸支局で受理された、一般貨物自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)変更事前届出書の写し」ですが、変更がなく古いものしかないですがよいでしょうか。	・はい、大丈夫です。
47	支援条件	申請に必要な添付書類の中で、「③広島運輸支局で受理された、一般貨物自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)変更事前届出書の写し」ですが、見当たらないので代わりに提出できる書類がありますか。	・代わりに提出できる書類はありません。広島運輸支局に相談してください。
48	支援条件	システム導入に係る契約・支払をして、申請書類を提出した後に、内容によって支援金の交付対象とならないことはあるのですか。	・本事業の対象は、適正な運賃の收受や運送・荷役等の効率化など、改正物流法への対応に必要なシステムが対象です。 ・システム導入の目的が上記のような改正物流法への対応とは認められない場合は、申請書類を提出していただいても交付対象とならないことがあります。判断に迷う場合は支援金センターにお問い合わせください。
49	支援金額	導入したシステムについて、他の補助金を受け取っているのですが、その場合の支援金額はどうなりますか。	・本事業の支援金額から他の補助金額を差し引きます。他の補助金を受け取っている、又は受け取る予定である場合は、必ず申請前に支援金センターへ連絡してください。
50	支援金額	複数者連携型と単独型の両方に申請をした場合の支援金額の算定方法について教えてください。	・複数者連携型と単独型、それぞれを1件とカウントし支援金額を算出します(計2件)。
51	支援金額	複数のシステムを同時に導入する場合の補助額の考え方を教えてください。 1つのシステムにつき1件の申請として、システムごとに補助対象経費を判断するのでしょうか。 例えば、以下の場合の交付上限額はいくらになるのでしょうか。 (ア)保有台数50両以下の事業者 ①労務管理システム(デジタコなし)と②実運送体制管理簿システムを導入／単独型で申請 (イ)保有台数50両以下の事業者 ①労務管理システム(デジタコ25台含む)と②実運送体制管理簿システムを導入／単独型で申請 (ウ)保有台数50両以下の事業者 ①労務管理システム(デジタコ25台含む)と②自動配車システムを導入／①は単独型、②は複数者連携型で申請	・複数のシステムを同時に導入する場合、導入経費を合算して1件の申請とすることは可能ですが、その場合においても、1申請あたりの交付上限額は、単独型の場合100万円(デジタコの導入を伴う場合、最大150万円)、複数者連携型は360万円です。 ・事業の予算枠が限られている中、できるだけ多くの事業者に活用していただきたいため、まずは1事業者1申請とさせていただきますので、複数システムについて申請したい場合には、まとめて申請していただくようお願いいたします。なお、2回目以降の申請については、申請状況をみて協会が判断し、申請受付が可能な場合は改めて周知いたします。 ・なお、1事業者1申請であっても単独型と複数者連携型の併用は可能です。ただし、同じシステム(対象物)で単独・複数者両方で申請するのは二重取りになるのでできません。 ・上記のことから、質問の例(ア)～(ウ)の場合、交付上限額は以下のとおりとなります。 ・(ア):100万円 ・(イ):125万円(①で車載器の導入を伴うため) ・(ウ):単独型125万円(車載器の導入を伴うため)、複数者連携型1グループあたりの上限額360万円

トラック運送事業者の人手不足対策加速事業 Q&A

No	分類	質問	回答
52	リース契約	リース契約でシステムを導入予定ですが申請はできますか。 また、複数者連携型で申請はできますか。	・リース契約の場合、事業者がリース事業者に支払うリース料等から支援金相当額が減額されること等を条件にリース事業者と共同申請を行うことができます。これは複数者連携型でも同様です。 ・リース事業者と共同申請しない場合でも申請は可能ですが、申請時に支払実績が確認できるリース料のみが補助対象経費となります。 ・なお、単独型か複数者連携型かは、トラック運送事業者間で連携しているかどうかで判断するため、トラック運送事業者1者とリース事業者1者の共同申請は単独型となります。
53	リース契約	リース事業者と共同申請する場合・しない場合の対象経費の考え方を教えてください。	・リース事業者と共同申請する場合、対象となる経費は、リース事業者が機械装置・システムの販売元に対して当年度に支払う購入費用に限りです。事業者がリース事業者に支払うリース料そのものについては対象経費となりません。 ・一方、リース事業者と共同申請しない場合、支援対象となるのは支払実績が確認できる当年度分のリース料に限りです。
54	リース契約	リース事業者と共同申請する場合でも、支援金の支払先をトラック運送事業者にすることは可能ですか。	・事業者がリース事業者に支払うリース料等から支援金相当分が減額されることを条件に、事業者とリース事業者の共同申請を認めているため、支援金の支払先はリース事業者となります。リース事業者へ契約内容をご確認ください。 ・このため、振込先をトラック運送事業者とすることはできません。
55	リース契約	リース事業者と共同申請する場合、申請時に注意すべき事項はありますか。	・リース料から支援金相当分が減額されていることを確認するため、契約書等に①リース料総額、②対象システムの購入費用、③支援金額、④リース手数料等、⑤支援金分減額後のリース料が明記されていることが必要です。 ・また、契約書に基づいた支払実績を確認するため、交付条件として、当年度中の支払実績が確認できるものを提出していただきます。
56	リース契約	事業者がリース事業者に支払うリース料等から支援金相当分が減額されること等の「減額されること等」とは、減額のほかに、「支援金全額の事業者への還付により貸渡し先に還元すること」を含むと解釈してよいでしょうか。	・リース事業者との共同申請の場合、リース事業者を対象に交付する支援金は、リース事業者が支払ったシステムの購入費用に対するものであるため、それをトラック運送事業者に還付することは、交付の趣旨に反することになります。 ・「減額されること等」の「等」とは、次のとおりリース契約書の提出や支払実績が確認できる書類の提出を指します。 (1)リース料から支援金相当分が減額されていることを確認するため、契約書等で①リース料総額、②対象システムの購入費用、③支援金額、④リース手数料等、⑤支援金分減額後のリース料を明記していただくこと (2)また、契約書に基づいた支払実績を確認するため、交付条件として、当年度中の支払実績が確認できるものを提出していただくこと
57	リース契約	リース契約で、プロバイダー契約などが数年分入っていた場合には、導入経費はどのようにになりますか。	プロバイダー契約など、複数年度にまたがる経費がある場合は、リース契約額から当年度分以外を差し引く必要がありますので、計算方法等については支援金センターにご相談ください。
58	その他	年度内に何回でも申請できるのでしょうか。	・事業の予算枠が限られている中、できるだけ多くの事業者に活用していただきたいため、まずは1事業者1申請とさせていただきます。※ ・2回目以降の申請については、1回目の申請状況をみて広島県トラック協会が判断し、申請受付が可能な場合は改めて周知いたします。 ※単独型と複数者連携型の併用は可能
59	その他	複数者連携型で申請の場合、申請に必要な添付書類はグループの中の代表事業者分だけでいいのですか。	・代表事業者含めグループ全ての事業者分の申請書及び添付書類が必要です。それを代表事業者がまとめて支援金センターへ提出してください。
60	その他	複数者連携型で申請の場合、代表事業者は支援金額割合が大きい事業者がなるのですか。それとも保有台数が51両以上の事業者ですか。	・代表事業者はどの事業者がなっても問題はありません。
61	その他	導入したシステムを使用しなくなった場合はどうしたらよいですか。	・減価償却期間内(例：ソフトウェアの場合5年)に、支援金の交付の目的以外に使用、又は貸付、譲渡、廃棄等する場合は、財産処分承認申請書の提出が必要となりますので、広島県トラック協会に連絡をお願いします。この場合、交付した支援金の一部を返還いただく可能性がありますので、ご注意ください。 ・また、リース事業者と共同して申請した場合で、リース契約期間の途中で解約する場合も当協会に連絡をお願いします。 ⇒途中解約の場合は、残リース期間分の支援金(契約期間で按分)をリース事業者から返金していただきます。

トラック運送事業者の人手不足対策加速事業 Q&A

No	分類	質問	回答
62	その他	自社とベンダーで開発したシステムについて、自社で導入するので支援金の申請を考えています。 また、今回開発したシステムを他社にも販売していきたいと考えていますが、申請上問題はないでしょうか。	・自社に導入する場合であれば、ベンダーに支払った開発費が対象になります。 販売については問題ありません。他社に販売する場合の収入は、要綱別表第1※4の収入等の対象外です。
63	その他	割賦契約の場合の申請者は誰になるのですか。	・申請者は事業者になります。また、支援金振込先も事業者になります。
64	その他	今回の支援金は圧縮記帳の適用の対象となるでしょうか。	・国の補助金を財源としておりますので、本支援金により固定資産を取得した場合は圧縮記帳の対象となります。 (参考) https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/07/11.htm
65	その他	支援金交付申請書兼誓約書の判子の実印でしょうか。	・いいえ、実印でなくても大丈夫です。